中国創造性判断時における公知常識の位置づけ 〜公知常識と認定するための証拠と説明〜 中国知的財産権訴訟判例解説(第62回)

李莉 上訴人(原審第三者)

国家知識產権局特許復審委員会 被上訴人 (原審被告)

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概 要

創造性(日本の進歩性に相当)を判断する際には、主引用文献に対する一致点及び相違点(区別特徴)を認定し、次いで当該相違点が他の文献に開示されているか否かを検討する。ここで、相違点が公知技術に過ぎない場合、容易に想到できるとして創造性が否定されることになる。

しかしながら、相違点が公知常識であることを示す明確な証拠もなく、公知常識であるとして 創造性が否定されてしまうことが実務上多い。

本事件において、北京市高級人民法院は、公知常識であることを示す証拠が提出されていない として、公知常識に過ぎず創造性なしと判断した北京知識産権法院判決¹を取り消した。

2. 背 景

(1) 特許の内容

李莉(上訴人)は、冷再生触媒循環方法及びその設備と称する発明特許第200810146601.8号(以下、601特許という)を所有している。601特許は2008年9月2日に出願され2012年7月4日に登録された。

争点となった請求項1は以下のとおりである。なお、符号は筆者において付した。

¹ 北京知識産権法院判決 (2016) 京73行初620号